

### ③市民説明会（公聴会、フォーラム、シンポジウムなども含む）

一般に行政が市民に対し事業決定の前に考えを説明し、市民の意見を聴取したり、議論したりすること。全市民を対象としたり、地権者などの利害関係者や特定の地域住民を対象にするなど、目的によって範囲を決めることができる。

手法のメリット	手法のデメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 手続の公開性が高い</li> <li>② 口述人は他の市民にも自分の意見をアピールできる</li> <li>③ 適切な質疑を行うことで論点を明確にしやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 一部の反対者の意見があまりにも強く主張される場合、会場全体の雰囲気はその方向に流れてしまう</li> <li>② 行政側の一方向的な説明になり、参加者の意見が聴取できない場合がある</li> <li>③ 参加者が大勢いる場合、発言したくても発言しにくいことがある</li> </ul>
<p>■ 市民説明会を行うことが適している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市の原案に対して反対意見又は賛否の意見が存在すると認められる時</li> <li>② 市の処理方針に対して意見のある市民から、意見の趣旨などを直接聞く必要があると認められる場合</li> <li>③ 市民の関心が高い場合など、意見を聞く過程を広く市民に周知する必要があると認められる場合</li> </ul>	